介護・福祉職員等の賃金引き上げなどの処遇改善についての意見書

昨年4月の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善の加算や認知症高齢者に対する良好なサービスを提供する事業所等への加算があったものの、全体としては介護保険財政から事業者に支払われる介護報酬が削減されている。このため、介護報酬が実質的に4.48%も引き下げられ、市内のある社会福祉法人では報酬改定で年間約700万円の減収となったほか、小規模で手厚い介護をしていた事業所が廃業するなど多くの事業所が経営に打撃を受けている。

そういった中、介護労働者の処遇も大きな問題になっており、厚生労働省の賃金構造基本統計調査によると、全産業平均の月額賃金33万3000円に対し、ホームヘルパーは22万5000円、福祉施設介護員は22万3000円と約10万円も低い賃金となっており、「手取りは14万円。2年半で14人のうち11人が辞めていった」「今の介護報酬では人材の確保ができない」など介護の人材確保の深刻な事態に、厚生労働省は、このままでは介護人材が2025年には約40万人不足すると推計している。

介護労働者は「仕事にやりがいがある」と感じているにもかかわらず人材不足となる要因は、61%の人々が答えている「賃金が低い」という点にある。

よって、政府においては、地域の介護を守るため、喫緊の課題となっている介護労働者の処遇に関し、次の事項を実現するよう強く要望する。

1 介護職員・福祉職員・事務職員等の賃金引き上げをし、処遇を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年8月1日

内閣総理大臣 安倍 晋 三 様 財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様 厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 様